

## 公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 タイプ別認証審査・認定細則

### 第1条(総則)

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会タイプ別認証規程(以下「認証規程」という。)第5条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)が実施するタイプ別認証の審査(以下「認証審査」という。)及び認定に関することについて定める。

### 第2条(認証審査機関)

認証審査は全国協議会常任幹事会(以下「常任幹事会」という。)が実施する。なお、認証審査は常任幹事会が承認した外部機関に委託することができる。

2. 認証審査業務を委託する外部機関は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 適正な審査のための独立性、公平性の確保をできること
- (2) 運営管理体制(審査員確保・進捗管理など)を確立できること
- (3) リスク管理体制(機密保持・個人情報保護など)を確立できること
- (4) 第三者評価に対する事業活動の実績、知識を有すること

### 第3条(オブザーバー)

常任幹事会は、認証審査を実施するに当たり、オブザーバーを定めることができる。

2. オブザーバーは、認証を審査する常任幹事会に出席し、幹事長及び常任幹事から求められた場合には、意見を述べることができる。
3. オブザーバーは、常任幹事会の議決権を有しない。

### 第4条(認証審査の方法)

認証審査は書類審査及び実地審査を行う。ただし、審査機関の判断で実地審査は省略またはインターネット回線を利用したオンラインによる面談審査に代えることができる。

2. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)から提出を受けた別に定める書類を基に行う。
3. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者(クラブマネージャー等)が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために実施する。

### 第5条(認証審査結果の審議)

常任幹事会は、前条による認証審査結果をもとに認定を審議する。

### 第6条(認証審査結果の報告)

全国協議会は、前条による認証審議結果を審査実施当該年度の10月末日までに都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「都道府県協議会」という。)に通知する。

2. 都道府県協議会は、前項の通知を11月末日までに申請クラブに通知する。

#### 第7条(認証更新審査の方法)

認証更新審査は常任幹事会または常任幹事会が承認した外部機関が実施する。

2. 認証更新審査は、書類審査及び実地審査を行う。ただし、審査機関の判断で実地審査は省略またはインターネット回線を利用したオンラインによる面談審査に代えることができる。
3. 認証更新審査は、4年度ごとに行う。
4. 書類審査は、総合型クラブから提出を受けた別に定める書類を基に行う。
5. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者(クラブマネージャー等)が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために実施する。

#### 第8条(認証更新審査結果の審議)

常任幹事会は、前条による審査結果をもとに認定を審議する。

#### 第9条(認証更新審査結果の報告)

全国協議会は、前条による審議結果を審査実施当該年度の10月末日までに都道府県協議会に通知する。

2. 都道府県協議会は、前項の通知を11月末日までに申請クラブに通知する。

#### 第10条(特別審査の方法)

特別審査は常任幹事会または常任幹事会が承認した外部機関が実施する。

2. 特別審査は、原則として書類審査を行うが、必要に応じて実地審査を行うことができる。ただし、審査機関の判断で実地審査はインターネット回線を利用したオンラインによる面談審査に代えることができる。

#### 第11条(特別審査結果の認定)

常任幹事会は、前条による審査結果をもとに審議する。

#### 第12条(特別審査結果の報告)

全国協議会は、前条による審議結果を都道府県協議会に通知する。

2. 都道府県協議会は、前項の通知を当該クラブに通知する。

#### 第13条(改定)

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

#### 附則(令和7年1月22日)

- 1 本規程は、令和7年4月1日から施行する。